

1. はじめに、ヨーロッパについて

デジタルアーカイブという概念と実践が我が国において重視されはじめて久しいが、ここ数年、「ナショナルデジタルアーカイブ」というものが、強く関心を集め始めている。本稿ではそれを、我が国の各種アーカイブ機関が有する多様な文化資源のデジタルアーカイブを、国家が管理する集権的なサーバに集めて管理するものではなく、多様な形態で各種アーカイブ機関が保存・公開するデジタルアーカイブの情報を集約し、そのアクセス向上と利活用を促すポータル、プラットフォームを形作るための構想として定義する。

そのような構想の代表格が、欧州のヨーロッパアナ(Europeana)である。ヨーロッパアナについては、我が国でも多くの優れた紹介や解説が出されつつあるので説明は簡易に留めるが、2016年現在で全欧州3,500以上のアーカイブ機関が参加し、5,000万点を数えるデジタル文化資源のメタデータを集約し、一括でのアクセスを提供している。対象とする文化資源は、ミュージアム・図書館・文書館などの伝統的な文化施設が保有する作品に加え、映画やテレビ番組、ファッションなどの現代文化アーカイブまでも広く含む。欧州連合は「スープラ」ナショナル(超国家)な存在であり、それが運営するヨーロッパアナを「ナショナル」デジタルアーカイブと表現することは事実記述としても政治的にも適切ではない。しかし、ある政治的・地理的範囲に基づいてデジタルアーカイブの集約基盤を作ろうとするヨーロッパアナは、米国デジタル公共図書館(DPLA)をはじめとする各国のナショナルデジタルアーカイブ構築のモデルとされており、後述するように我が国も例外ではない。

ヨーロッパアナの構造的特徴は、そのデジタルアーカイブ・メタデータの集約に際して、直接個別のアーカイブ機関と連携を行うのではなく、

国や地域、あるいは分野やテーマごとに組織される、「アグリゲーター」という組織の役割を重視していることである。アグリゲーターは、対象とするアーカイブ機関のメタデータを集約しヨーロッパアナに届けるほか、参加アーカイブ機関に対する技術的・人的支援、コミュニティ形成や人材育成をはじめとする、デジタルアーカイブの推進拠点としての活動も行っている。アグリゲーターは、関係するアーカイブ施設の連合や各国政府の施策によって組織されることもあるが、ヨーロッパアナ自身が、欧州連合から提供された資金を再配分する形で、特定分野やテーマごとの集約強化を行うために組織することも多い。ヨーロッパアナは当初、公的なMLA(ミュージアム、図書館、文書館)等が保有する、主に著作権保護期間が満了した伝統的な文化資源を中心に拡大してきたが、ヨーロッパアナが欧州文化の中心的プラットフォームとしての位置付けを確たるものにするにつれ、ファッション分野のヨーロッパアナ・ファッション、映画分野のヨーロッパアナ・フィルム・ゲートウェイ、オーディオビジュアル分野のEUスクリーン等のアグリゲーター組織の構築と連携が進み、伝統文化にとどまらない、現代文化分野のデジタルアーカイブが大きく存在感を増してきている。

欧州連合加盟国のみで28を数える多様な国々、そして数多くの専門分野にわたるデジタルアーカイブの集約が困難をきわめることは、容易に想像がつく。その実現の基盤となるのが、ヨーロッパアナを取り巻く、多層的なルールの構造である。ヨーロッパアナは主として欧州連合のイニシアティブによって設立・運営されてきたものであり、まず、欧州連合レベルで策定されるルールの役割が大きい。特に2011年の「欧州文化遺産の電子化と公開、保存に関する欧州委員会勧告」は、加盟国に対して、(1) 公的資金による将来の全ての電子化事業について、電子化された資料のヨーロッパ

アナを通じたアクセスを条件付けること、(2) 多様な領域の文化資源をヨーロッパアナに届ける、国や地域単位のアグリゲーターを創設・強化すると共に、特定の分野やテーマに関する越境的なアグリゲーターを支援すること、(3) ヨーロッパアナとアーカイブ機関の協力によって定義された共通のデジタル化・メタデータ標準の利用と永続的識別子の体系的な利用を実現すること、(4) ヨーロッパアナのようなポータルや革新的なアプリケーションを通じた再利用を可能とするため、文化施設が作成するメタデータの広範かつ自由な利用可能性を実現すること、などを求めている。特にデジタルアーカイブの連携や利活用に不可欠となるメタデータの自由利用に関しては、EUのオープンデータ政策の基盤である「公共セクター情報の再利用指令」(2003年成立、2013年改正)により、すべての公的文化施設は、無料かきわめて低廉な価格により、電子的に判読可能な形で、誰にでも非差別に公開することが求められる。欧州連合各国は、これらの勧告や指令を国内的に実施することで、ヨーロッパアナの拡大を政策的に支援しているのである。

さらにヨーロッパアナ自身も、これらの内容を具体化させる形で、数多くの重要なルールやガイドラインを策定している。その中核となるのが、ヨーロッパアナとデータ提供機関(アグリゲーターや個別アーカイブ機関)の間で締結される、データ交換協定(Data Exchange Agreement)と呼ばれる文書である。データ交換協定は、データ提供機関に対して、(1) ヨーロッパアナへの提供データが共通のEDM(Europeana Data Model)に準拠していること、(2) すべての提供メタデータは、CC0という法的ツールにより完全に権利が放棄されパブリック・ドメインに供されること、(3) コンテンツの知的財産権についての正確な情報をメタデータに記述する最大限の努力を行うこと、(4) 画像の縮小版や音

ナショナルデジタルアーカイブの条件について

生貝直人

声・映像の一部を示すプレビューに関しては、メタデータの権利表記領域に記述された条件に基づいて再利用を許可すること、などを求めている。アグリゲーターや個別アーカイブ機関で公開されるデータ自体は、技術的にも権利の取扱いにおいても、国や地域、分野ごとの独自性を反映させた形で多様に管理されているが、連携のために必要な最低限の基準を共有することにより、全欧州を包括するプラットフォームの構築が可能となっている。

2. 何のために必要なのか

このようなヨーロッパの構造は、何のために作られたのだろうか。その中核的な理由のひとつは、ヨーロッパ設立においても主導的な役割を果たした、当時フランス国立図書館(BNF)館長のジャン・ノエル・ジャンヌネーによる著書、『Googleとの闘い—文化の多様性を守るために』に記述されている。原著が出版された2005年は、日本でも広く耳目を集めたグーグルの大規模な書籍電子化プロジェクトが発表された時期であった。膨大な資金力をもとに数千万の書籍電子化を進めるこのプロジェクトは、資金難に苦しむアーカイブ機関への福音であったと同時に、欧州にとっては、自らのアイデンティティの根幹である文化資源を、アメリカの一企業に独占されるのではないかという危機意識を呼び起こした。欧州各国で90パーセント以上のシェアを占めるグーグルの検索エンジンを通じて、世界中の人々が欧州の文化資源にアクセスすることが常態化すれば、つまりグーグルが欧州文化のポータルを位置付けを占めてしまえば、欧州文化資源の価値は、事実上、グーグルのアルゴリズムによって序列付けられることになりかねない。英語を基盤としたグーグルのサービスが、欧州各国の言語で書

かれた知識の序列を低く位置付けることも危惧された。このような危機意識が、グーグルと対抗しうる、欧州自身によるデジタル時代の文化的アイデンティティの構築、そして世界への文化的発信の本拠地となる、「スーブラ」ナショナルデジタルアーカイブとしての、ヨーロッパの構築を急がせたのである。

ところで、グーグルをはじめとする米国資本グローバル・プラットフォームへのEUの危機意識は、デジタルアーカイブの領域に限られたことではない。検索順位の恣意的操作をめぐる競争当局の調査、ニュース配信サービスに対抗する「グーグル税」の試み、あるいは自らの氏名の検索結果に対する個人の異議申立を可能とする「忘れられる権利」の導入をはじめ、米国資本への対抗を明確に意識した欧州の法政策は枚挙にいとまがない。2016年1月にブリュッセルで開催されたデータ保護分野の大規模な会議において、欧州議会議長のマーティン・シュルツが行った、「技術的、全体主義、政治、民主主義」と題する基調講演の次の一節は象徴的であろう。「フェイスブック、グーグル、アリババ、アマゾン。これらの企業が新しい世界の秩序を形作することは許されるべきではない。彼らにそのような権限はない!それは民主的に選ばれた、ルールとその法制化に合意した人々の代表者の、固有の任務でなければならない。規制者の判断に異議を唱える誰もが、民主的な社会の努力を通じた政治的方法により、それを覆そうとすることができる。それを我々は、民主主義と呼ぶのだ」。私企業によるデータやアクセス経路の独占が、実質的な世界秩序の形成にすらすらつきかかないという懸念のもと、デジタル時代における民主主義を制度的に担保していくことが、欧州の情報政策の根幹に存在すると理解することができる。

しかし、このような文脈を前提にしたとしても、ヨーロッパは、単にグーグルをはじめと

するグローバル・プラットフォームとの競争・対立的な関係にあるわけではないことに留意する必要がある。ヨーロッパに集約されるデジタルアーカイブ、特に書籍分野に関しては、相当程度がグーグルの電子化プロジェクトによって作成されたものである。ヨーロッパは、それら外国資本によって散発的に生み出されるデジタル文化資源をも、欧州文化資源のコレクションの一部として取り込み、適切に位置付けようとする試みであると理解できる。さらにグーグルは最近になり、「グーグル・アート・プロジェクト」を開始し、世界中の主要アーカイブ機関が参加する高機能なデジタルアーカイブ・ポータルを構築している。意外なことかもしれないが、そこにはヨーロッパ自身が自らの特設ページを設け、全欧州のアーカイブ機関から集約したデータを積極的に公開している。ヨーロッパは、米国資本のグローバル・プラットフォームに対抗するだけでなく、グローバルな市場の力と、欧州文化のしるべき協力関係のあり方をも模索しているのである。

ヨーロッパの集約データは、メタデータが全てパブリック・ドメインに供されていることに加え、そのプレビュー等についても、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスやパブリック・ドメイン・マークの付与などにより、5,000万点のうち3割以上が自由に再利用可能とされている。それらのデータは、個人や企業の創造的活動や教育・研究活動、新たなデジタルサービスの構築に用いられると共に、フェイスブックやPinterest、インスタグラム、タンブラーをはじめとするソーシャルメディアサービスに向けても積極的な公開が行なわれている。特にウィキペディアの素材レポジトリであるウィキメディア・コモンズは、ヨーロッパの戦略的なデータ提供対象として位置付けられている。この目的の一つは、ヨーロッパや個別文化施設のウェブサイト自体よりもアクセス数の多いプラット

フォーム上にデータを露出することで、データの閲覧数を増やし、デジタルアーカイブの社会的価値と欧州文化遺産の発信を最大化しようとするにある。それはすなわち、静的なウェブサイトで訪問者が見るとい、いわばウェブ1.0的なモデルに基づくデジタルアーカイブから、ウェブ2.0という言葉に象徴される、現代のダイナミックな情報環境における、デジタルアーカイブの新たな役割を見出そうとする試みであると理解できる。

3. 我が国の状況

ひるがえって、我が国のデジタルアーカイブはどのような状況にあるだろうか。長らくの関係者の努力により、分野ごとのデジタルアーカイブの構築は着実に進められており、10万点以上の文化遺産データを公開する文化遺産オンラインや、270万冊以上のデジタル書籍を有する国立国会図書館デジタルコレクションなどがその白眉と位置づけられる。とはいえ書籍だけを見ても、グーグルという一私企業がデジタル化した数千万冊にすら、国家の威信をかけたデジタル化事業の数量が遠く及ばないことに鑑みれば、資金面を含めた政策的施策の強化・挺入れが不可欠であることは、衆目の一致するところであろう。

同様に大きな論点が、発見可能性の問題である。いかに多大な予算をかけて公開されたデジタルアーカイブも、見つからなければ意味がない。ヨーロッパに類するナショナルレベルの統合ポータルとしては、すでに国立国会図書館サーチが1億件以上のメタデータを集約しているが、その多くは図書館所蔵情報などの純然たるメタデータであり、原則としてクリック数回で作品自体のデジタルデータにアクセスできるヨーロッパとは、大きく性質が異なる。そ

の集約範囲についても、到底全国・各分野のデジタルアーカイブを網羅できているとは言い難い。メタデータやプレビューの自由利用促進に至っては、ほぼ未着手というべき状況である。端的に、我が国がこれまで多大な予算をかけて構築してきたデジタルアーカイブにアクセスするためのポータル、すなわち実質的な意味での日本のナショナルデジタルアーカイブは、国内的にも対外的にも、民間の検索エンジンなのである。我が国ではグーグルとヤフーという二大検索企業がシェアを拮抗している分、文化や知識へのアクセス経路の独占という観点からは、まだ、救いがあると言えるのかもしれない。

このような状況の中、我が国の知的財産関連政策の大綱を定める知的財産推進計画2015において、デジタルアーカイブへのアクセスを向上する「統合ポータル」の必要性が明確に言及されるに至る。同計画では、デジタルアーカイブの現状について、「個々の機関、分野ごとに取組は進みつつあるが、アーカイブ間の連携が十分図られておらず、分野ごとの束ね役（アグリゲーター）の明確化とデジタル化した資料を一元的に利用できる環境の整備を加速させる必要がある」という問題意識のもと、「分野横断的な検索が可能なポータルサイトの整備についての取組を進める」ことが示された。そしてアーカイブ利活用促進の施策として、「デジタル化されたコンテンツの二次利用（美術品等の画像データの出版物等への利用や著作権の切れた書籍の再出版、映像コンテンツの教育現場での利用等）」などが明記されている。アグリゲーターの概念をはじめ、いわば「日本版ヨーロッパ」の必要性を、明確に意識した記述と言えるだろう。それら施策を具体的に進めるために、2015年9月には内閣官房知的財産戦略本部に「デジタルアーカイブに関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会」が設けられ、我が国におけるデジタルアーカイブの連携拡大と、メタデータ

のオープン化やデジタルデータの利活用促進に向けた作業が進められているところである。

4. ナショナルデジタルアーカイブの条件、試論

多様な個性を持った我が国の地域や専門分野、そこで活動する膨大な文化施設のデジタルアーカイブの連携と集約を進め、仮想的なナショナルデジタルアーカイブを構築することは、いかに明確な国家的意思や支援が存在したとしても、容易な作業ではありえない。そのようなとき、おそらくは我が国よりも相当程度複雑な文化的多様性を抱える欧州において、それを着実に推し進めるヨーロッパの施策と構造から学ぶことができる点は少なくないはずである。上記協議会の公開文書でも示されるような、アグリゲーターの明確化、そして連携に不可欠となるメタデータのオープン化（CC0化）や、クリエイティブ・コモンズ等の適用によるプレビュー等データの利活用促進といった具体的な施策は、DPLAなどの欧州外の施策においても重視される国際標準となりつつある。

しかしそのような施策の必要性自体、まだ我が国では自明とは言えない。それらの施策が円滑に進められるためには、ナショナルデジタルアーカイブを構築することで実現しようとする理念、いわば各種施策の基底にあるべき根本規範について、広くアーカイブ機関の関係者、そして国民の間での合意を得ることが不可欠となるだろう。それはすなわち、ミュージアム・図書館・文書館をはじめとするアーカイブ機関、そして企業や政府機関などが持つ多様な文化資源の連合体としての性格を有しつつも、同時に新たな種類のカルチュラル・インスティテュートとしての性質を帯びざるをえない、ナショナルデジタルアーカイブという存在の、成

立条件を考えることに他ならない。それを明らかにするためには、長い時間をかけた言説と実践の積み重ねが必要となるが、ここでは問題提起のための試論として、ヨーロッパの施策を参考にしながら、3つの条件を提示したい。

第一に、ナショナルデジタルアーカイブは、それぞれの地域や分野、個別のアーカイブ機関が蓄積してきた専門性や自律性、多様性、独自性を尊重し、それを強化するものでなければならない。ヨーロッパのアグリゲーター単位での活動を重視した連携構造は、そのための基礎となる枠組みであると言える。ヨーロッパ自身は、原則的には各国・地域や分野ごとのアグリゲーターやアーカイブ機関が公開するデジタルアーカイブへの導線に過ぎず、専門性を反映した詳細なメタデータや、高品質なデジタルデータ自体は、それぞれの機関が独自に保存・管理・公開を行う。アグリゲーター単位でのデジタルアーカイブ推進や人材育成、コミュニティ形成を基盤とし、それをメタデータレベルで緩やかに接続することにより、ヨーロッパは成り立つ。アグリゲーター構造は、ITサービスを使わずに崩壊的な連携では蔑ろにされかねない、地域や分野ごとの固有性や独自性を、デジタル環境においても制度的に保障する装置として位置付けられるべきである。

同時に、広域的な連携・集約と統合的な利活用を可能にしていくためには、メタデータの標準化やオープン化、利用条件の設定等における最低限の共通ルール、すなわち「法」が必要となる。ヨーロッパの運営、そしてデータ交換協定やEDMの策定をはじめとした意思決定は、各アグリゲーターの代表者、政府関係者、研究教育機関や企業等の利用者コミュニティによって構成される、マルチステイクホルダー・プロセスの中で実現されている。スーパーナショナルであれ、一国であれ、ナショナルデジタルアーカイブという共同体の構成員を制約

する法の制定は、構成員自身の民主的手続きにより担われる必要がある。

第二に、ナショナルデジタルアーカイブは、利用者の自由を最大限に拡大するものでなければならない。文化のデジタル化とネットワーク化は、これまで文化の一方的な受容者として位置付けられてきた個々の市民が、能動的な創造活動と発信を行うための機会を拡大している。公共的な知識の基盤であるアーカイブ機関は、そのような文化の民主化の可能性を、最大限に支援し、強化する役割を果たす必要がある。メタデータのオープン化やクリエイティブ・コモンズの適用をはじめとする、ヨーロッパにおけるデジタルアーカイブの利活用促進策は、そのための中核的な基盤であると言える。ナショナルデジタルアーカイブは、自由な創造活動の基盤、そして表現の自由のインフラストラクチャーとして、万人による自由なデジタルアーカイブの利用可能性を保障するべきである。

第三に、ナショナルデジタルアーカイブは、社会における知識の創造、記憶の継承、共同体のアイデンティティ形成を促すものでなければならない。文化資源が分野横断的に発見・利用可能になることは、個別に分断されていた状態ではなしえなかった新たな知識の創造活動を可能とすると共に、その知識がまた、文化資源としてアーカイブ機関に保存されることにより、社会における知的創造と蓄積の循環を強化し、社会が有する記憶の継承に資することになる。ヨーロッパにおいて重視される、ある出来事や歴史に関わるテキストや画像・映像等を駆使し、インターネット上に物語を再現しようとするデジタル・キュレーションは、その象徴的な取り組みと言える。記憶の継承は、国や地域、専門分野、そしてそれらを越えたグローバルな共同体のアイデンティティを形作る礎となる。ナショナルデジタルアーカイブは、アーカイブ機関と

いう文化の「ストック」と、利用という「フロー」の相互作用を促進するプラットフォームとして機能するべきである。

5. おわりに、ナショナルを超えて

本稿では紙幅の都合により、海外の施策の紹介はヨーロッパのみにとどめざるをえない。しかし現在、「ナショナル」デジタルアーカイブの構築は、欧州や米国、そしてアジアや南米、中東やアフリカなどにおいても、それぞれの文化的背景を反映しながら、着実に歩みが進められている。それらのアーカイブは、ナショナルな、あるいは地域や分野のアイデンティティを礎にしながらも、インターネットの上に、世界共通のデジタルアーカイブを形作るための歩みでもある。我が国のデジタルアーカイブが、そのようなグローバルな知識の公共的基盤の形成に、意味のある役割を果たしていけることを期待したい。

生貝直人(いけがいなおと)

東京大学大学院情報学環客員准教授／情報通信総合研究所研究員。慶應義塾大学総合政策学部卒業、東京大学大学院学際情報学府博士課程修了。博士(社会情報学)。東京芸術大学総合芸術アーカイブセンター特別研究員、東京大学附属図書館新図書館計画推進室特任講師等を経て現職。科学技術振興機構さきがけ研究員、内閣官房知的財産戦略本部デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会構成員等を兼ねる。専門分野は日米欧の情報政策、デジタルアーカイブの法政策。著書に『情報社会と共同規制』等。